

山地災害緊急対策事業

【3, 000百万円】

対策のポイント

梅雨前線に伴う豪雨等により被災した箇所やその周辺の森林において、土砂の流出や崩壊などの再度災害を防止するため、融雪期・降雨期までに早急に復旧・防止対策を実施します。

<背景／課題>

- ・ 本年は、激甚災害に指定された梅雨前線に起因する豪雨などの集中豪雨等に伴う山地災害が全国各地で頻発し、それに伴って、ライフラインが寸断され、集落が孤立化するなど、国民生活や経済活動へ多大な影響を及ぼしています。
- ・ このため、山地災害の復旧整備を進めるとともに、その周辺の森林において手入れが不足し過密となった人工林の間伐等を早急に進め、今後の降雨・融雪における土砂の流出や崩壊などの再度災害を防止し、地域の防災力の向上を図ります。

政策目標

- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（平成20年度）から約5万6千集落（平成25年度）に増加
- 土壌を保持する能力等が良好に保たれている森林の割合を71%（平成20年度）から79%（平成25年度）に増加

<主な内容>

1. 治山事業

2, 000百万円

集中豪雨により発生した山腹崩壊地等であって、今後の降雨・融雪により人命・財産に危険が及ぶおそれのある箇所において、緊急的な復旧整備を実施します。

（ 国費率：10／10、1／2等
事業実施主体：国、都道府県 ）

2. 森林整備事業

1, 000百万円

治山事業等を実施している周辺の過密となり機能が低下している森林において、表土の流出や崩壊の発生を未然に防止するため、間伐等の森林整備を一体的に実施します。

（ 国費率：10／10
事業実施主体：（独）森林総合研究所 ）

（お問い合わせ先：1の事業 林野庁治山課 （03-6744-2308（直））
2の事業 林野庁整備課 （03-6744-2303（直））